

基 発 0731 第 7 号
令和 8 年 7 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」（平成 29 年 8 月 4 日付
け基発 0804 第 4 号）の一部訂正について

「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」（平成 29 年 8 月 4 日付
け基発 0804 第 4 号。以下「健診通達」という。）については、「労働安全衛生規則
等の一部を改正する省令の施行等について」（令和 8 年 4 月 28 日付け基発 0428 第 9
号）の記の第 5 の 1 をもって一部改正し、併せて「定期健康診断等における血中脂
質検査の取扱いについて」（令和 5 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 12 号）を廃止した
ところであるが、当該改正内容について、「定期健康診断等における血中脂質検査
の取扱いについて」の一部改正について」（令和 5 年 7 月 31 日付け基発 0731 第 3
号）をもって一部改正された内容が反映されていなかったことから、別紙の正誤表
のとおり訂正する。

なお、労働基準行政情報システムの通達を差し替えるとともに、訂正後の健診通
達を別添のとおり送付する。

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」（令和 8 年 4 月 28 日付け基発 0428 第 9 号）に係る正誤表
(太字下線部訂正)

場所	別添 1 平成 29 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 4 号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」 改正後欄の本文の 2 血中脂質検査
誤	<u>なお、トリグリセライド(中性脂肪)の量の検査については、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、食直後(食 事開始時から 3.5 時間未満)を除き随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。</u>
正	<u>なお、トリグリセライド(中性脂肪)の量の検査については、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、随時中性 脂肪により検査を行うことを可とする。</u>